

## 和歌山県監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月26日

和歌山県監査委員 森 田 康 友  
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う  
和歌山県監査委員 佐 藤 武 治  
和歌山県監査委員 鈴 木 徳 久

### 1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

### 2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

### 3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
海草振興局	令和6年1月30日
和歌山県税事務所	〃
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	〃
和歌山県公営競技事務所	〃
和歌山県工業技術センター	〃
和歌山下津港湾事務所	〃

### 4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、重要な点において著しく妥当性を欠くと認められる事項を指摘するとともに、その他妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

#### (1) 指摘事項

##### ア 海草振興局建設部

行政財産の占用許可事務の不適切処理等に関しては、令和3年9月7日に公文書の紛失と不適切処理について貴部から報道機関への資料提供がなされたところであり、令和4年3月16日に実施した監査において、「行政財産の占用許可等の事務処理において、占用許可等の決裁や収入調定の手続が行われず、公文書を紛失するなどの事態が発生した。今回の調定漏れとなっている事案について適正に処理するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理手続の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい」旨の指摘を行った。

この指摘を受けて、貴部から令和4年6月3日に「調定がなされていなかったものについては、法令に基づき適正に徴収するよう、手続を進めている。今後このようなことのないよう、公文書及び個人情報等の適正管理についての研修を実施し、職員の意識向上を図った。また、再発防止策として、占用許可事務等に係る『申請受付簿』を備え付け、複数職員により進捗管理を行う体制を整備する」等の措置を行ったとの報告があった。

しかし、今回、河川の占用許可事務が著しく遅延している事例が新たに確認されたことは誠に遺憾である。

今後、このような事態が発生することのないよう、再発防止策の徹底を図られたい。

イ 和歌山県税事務所

県税の還付業務において、次の不適正な事務処理が発生していたので、税務業務全般において、今後このような事態が発生することのないよう、厳正な事務の執行に努められたい。

(ア) 不動産取得税の減額・還付の申請に係る書類を紛失していた。

(イ) 自動車税の過誤納金の還付において、第三者に誤って還付し、本来の還付すべき相手方への還付処理が遅延していた。

(2) 注意事項

ア 海草振興局建設部

(ア) 河川敷地が不法に占用されている土地について、不法占用者に対して厳正に対処されるとともに、河川巡視等により、不法占用の防止を図られたい。

(イ) 廃川敷地が不法に占用されている土地について、適正に対処されたい。

イ 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

(ア) 損害賠償金の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

(イ) 収入調定票において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 和歌山県児童相談所における法的業務の委託に係る委託料の支出について、弁護士に対する源泉徴収がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ウ 和歌山県公営競技事務所

役務費手数料の支出負担行為において、請書を徴しているにもかかわらず、出納機関への合議がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。

エ 和歌山県工業技術センター

(ア) 研究用所内LAN設備更新業務の委託契約について、契約保証金受入前に契約を締結していたため、適正に処理されたい。

(イ) 負担金の支出において、支出すべき会議に係る負担金を支出していない事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 証紙が貼付されている書類を紛失していたため、今後このようなことのないよう、公文書の厳正な管理・保管に努められたい。

オ 和歌山下津港湾事務所

(ア) 随時の資金前渡において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。

a 資金前渡日に出金していなかった。

b 現金を直ちに戻入することなく金庫で保管していた。

c 前渡資金精算票の出納機関への提出が遅延していた。

(イ) 新聞購読料の支出において、履行確認がなされていない事例があったため、適正に処理されたい。